

## 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会 平成 27 年度取りまとめへの対応状況

### 取りまとめのポイント（平成 27 年度当時）

- 特措法施行当初は、原則として事故から 3 年程度の間には除染等一通りの対応を行うこととしていたが、実際には想定よりも多くの時間を要した。現在は、平成 28 年度末までに除染終了を目指すなど鋭意取組が実施されているところ。
- 各分野への指摘について、当面は、これらの課題を解決しつつ現行制度の枠組みの下で施策を前進させることが最優先。除染実施計画が終了する時期を目処に、改めて点検を行い、特措法に基づく一連の措置の円滑な完了に向け必要な制度的手当て等を行うべき。

## 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会 平成27年度取りまとめへの対応状況

## (1) 除染

## &lt; 除染特別地域(国直轄除染地域) &gt;

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>現在計画等に基づき行うこととなっている措置について、引き続き、現行の法律・制度や基本的な枠組みの下で、県、市町村のより一層の協力を仰ぎながら、各種施策を総動員し、その執行を適正に管理しつつ、加速化して取り組んでいくべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除染特別地域については環境省が除染を実施し、計画通り平成29年3月末までに、除染実施計画に基づく面的除染を完了(帰還困難区域を除く)。その数量・総面積は、宅地約2万2,000件、農地約8,500ha、森林約5,800ha、道路約1,400haに及ぶ。</li> <li>・平成28年6月には葛尾村、同年7月には南相馬市、平成29年3月には飯館村・川俣町・浪江町、同年4月には富岡町の避難指示(帰還困難区域を除く)が解除された。</li> <li>・除染により放射線量が低減するとともに、除染から一定期間(おおむね半年から1年)経過後の事後モニタリングにおいても、面的除染の効果が維持され、さらに放射性物質の物理減衰や降雨等の自然要因による減衰効果により、放射線量が低減することが確認されている。除染特別地域の全地目では、除染前の平均的空間線量率は<math>1.27 \mu\text{Sv/h}</math>、除染後は<math>0.63 \mu\text{Sv/h}</math>(50%低減)、事後モニタリング時には<math>0.44 \mu\text{Sv/h}</math>(65%低減)となっている。</li> <li>・除染の適正な実施については、平成25年1月に策定した「除染適正化推進プログラム」に沿って、除染適正化推進委員会にて議論いただくなどしながら推進。</li> <li>・また、引き続き定期的に除染特別地域における暫定積算基準や除染等工事共通仕様書を実態を踏まえて改定してきた。</li> <li>・除染の進捗とともに除去土壌量も増加し、約260箇所の仮置場で750万<math>\text{m}^3</math>余りの量を保管しているが、これまでの経験をもとに、より安全な保守管理手法の検討を重ねている(個別課題への対応状況は後段の『仮置場の適正管理』に記載)。</li> <li>・復興事業の一層の加速化を図るため、環境再生・資源循環局を新設した。また、福島環境再生事務所を福島地方環境事務所に格上げした。</li> </ul>

## &lt; 汚染状況重点調査地域(市町村除染地域) &gt;

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>国は、必要に応じて関係の県の協力も得ながら、市町村ごとの除染の進捗状況及び今後の見通しを透明化したり、遅れがある場合にはその原因を丁寧に聞き取り関係県や市町村と協力して必要な改善策が講じられるようにしたりすることで、科学的な安全性評価に基づく効果的・効率的な方法により除染が加速化されるよう、後押しすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除染実施計画に基づく面的除染につき、平成28年度中を完了目標とする旨閣議決定(平成28年3月)し、概ね目標どおり完了。</li> <li>・フォローアップ除染については、平成26年12月21日の第16回環境回復検討会を経て決定された方針に従って実施中。</li> <li>・除去土壌等の保管量は、福島県内においては、仮置場約860箇所、現場保管約14.7万箇所に計約606万<math>\text{m}^3</math>となっており、福島県以外の7県については、仮置場44箇所、現場保管約2.9万箇所に計約47万<math>\text{m}^3</math>となっている。環境省においても仮置場等の巡回調査を毎年実施し、安全な維持管理が行われるように図っている。</li> </ul>

<p>地域の将来像も見据えれば、計画に基づく除染等の措置等が終了し、汚染状況重点調査地域の指定の要件を満たさなくなったものについては、速やかに地域指定を解除していくべきであり、そのための制度的手当を今後検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県内については、除去土壌等を順次中間貯蔵施設に輸送中。</li> <li>・福島県外については、除染廃棄物の処分を進めるとともに、地域指定の要件である<math>0.23 \mu\text{Sv/h}</math>を下回った市町村については当該市町村の意向も確認しつつ、汚染状況重点調査地域の指定の解除を進めている。</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### <仮置場等の適正管理>

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>安全性に関する住民とのなお一層のコミュニケーションが求められる。福島県内については、中間貯蔵施設の本格的な供用開始までの間、仮置場等での保管を継続する必要があることを踏まえ、仮置場等の適正管理を引き続き確実に実施する必要がある。福島県内については、中間貯蔵施設の本格的な供用開始までの間、仮置場等での保管を継続する必要があることを踏まえ、仮置場等の適正管理を引き続き確実に実施する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直轄仮置場に係る情報公開として、面的除染終了市町村内の仮置場の保管物数や放射線量を除染情報サイトに掲載することに加え（現在、田村市ほか5市町村を掲載済、残りの市町村についても順次掲載していく）、放射線量の推移の掲載を検討中（掲載内容についての内部での検討に加え、掲載すること自体の是非を市町村と調整中）。</li> <li>・平成27年10月に会計検査院から是正要請を受けた事項（表層地盤沈下のおそれ、集水タンクによる測定等ができなくなるおそれ、囲い柵が強風時に不安定化するおそれ）については、対策済み。</li> <li>・年数経過に伴う劣化対策として、保守点検における劣化・破損箇所の早期発見及び補修方法を検討したほか、風水害等の経験を踏まえた緊急対応（点検、応急措置）についても、マニュアル化を図っている。</li> </ul>
<p>仮置場等でなく浸水注意エリアの除染現場にやむを得ず一時置きされた土のう袋等については、仮置場等への搬出を優先的に実施するとともに、豪雨や出水が予測される場合には高台等に移動、あるいはロープで重機等に固定するといった危機管理対応を徹底する必要がある。さらに、万一の流出に備える等の観点から、土のう袋等の数量を毎日把握できる体制を整備する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年9月に策定し、放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会に報告した対策案に沿って実施中。</li> <li>・除染特別地域では、台風等の接近予報があった際に土のう袋の固縛対策を実施（例：平成28年8月の台風10号接近予報時）。また、発生袋数の管理として、除染現場で土のう袋に詰め込む際にタグ付けを実施する、各現場の土のう袋発生数を記した作業日報を日毎に集約する、等の体制を整備。</li> <li>・市町村除染対象自治体に対しては、除去土壌等の管理の徹底及び災害発生時の初動対応について通知するとともに、災害発生時の連絡体制の強化を行った。</li> </ul>

### <除染に関する技術的課題等への対応>

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>国直轄除染や市町村除染の円滑な完了や、住民が安心して帰還・生活できるようにするためには、基本方針等で長期的目標として掲げられている「年間の追加被ばく線量1mSv以下」は、避難指示解除の要件のひとつである年間積算線量20mSv以下とは別に、除染のみならず、モニタリング、食品の安全管理、リスクコミュニケーションなど放射線リスクの適切な管理を総合的に行うことを通じ、住民が生活する中で達成を目指す長期的な目標であって、除染そのものの目標ではないことや、1mSv/年、20mSv/年等の各線量水準の考え方の分かりやすい説明、1～20mSv/年の範囲のいかなるレベルの個人被ばく線量も国際的な標準に整合することを、より明確に発信すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年12月21日の第16回環境回復検討会においてフォローアップ除染の方針が示された。</li> <li>・この方針に基づき、事後モニタリングや個人被ばく線量を踏まえて、必要なフォローアップ除染を実施中。</li> </ul> <p>また、フォローアップ除染の対象とならない施設等についても、自治体と相談のうえ、地域に対し、必要なりリスクコミュニケーションを図るなど丁寧に対応している。</p>
<p>人への健康影響は個人の被ばく線量をもとに考察されるべきものであるが、汚染状況重点調査地域の指定や除染実施区域の設定に当たっては、空間線量率の0.23<math>\mu</math>Sv/時を基準としている。この数値は、除染を速やかに実施するため、便宜上、安全側に立った仮定の条件下で、年間の追加被ばく線量1mSvを空間線量率に置き換えたものである。これまでに市町村等で実施された測定の結果によれば、空間線量率の平均値が0.23<math>\mu</math>Sv/時を超える地域においても実際には当該地域の住民の平均的な追加被ばく線量が1mSv/年を超えないなど、個人の被ばく線量の実測値は空間線量率に仮定の条件を適用して推計される値に比べて低い傾向にあることに留意が必要である。このことについても、明確な説明を行っていくべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年12月21日の第16回環境回復検討会においてフォローアップ除染の方針が示された。</li> <li>・この方針に基づき、事後モニタリングや個人被ばく線量を踏まえて、必要なフォローアップ除染を実施中。</li> </ul> <p>また、フォローアップ除染の対象とならない施設等についても、自治体と相談のうえ、地域に対し、必要なりリスクコミュニケーションを図るなど丁寧に対応している。</p>
<p>福島県外から要望の多かった除去土壌の処分基準の策定については、セシウムの特性(セシウムが土壌に強固に吸着し、地下水等に移行するおそれがほとんどないこと、適切な覆土により放射線は相当程度遮へいされること等)の最新の科学的知見を踏まえるとともに、再生利用を安全かつ確実に進めることにも留意し、除染実施者が地域の実情に合わせて対応できるよう検討すべきである。</p>	<p>平成28年12月20日の第17回環境回復検討会において、「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置して検討することを決定した。</p>
<p>除染実施区域以外の地域等で除去された道路側溝の堆積物の処理に関する要望があることにも留意し、技術的な方針を提示する必要がある。</p>	<p>特措法外の道路側溝堆積物については、復興庁と環境省が共同で対処方針を決定(平成28年9月)。復興庁が復興加速化交付金で費用面を支援し、環境省が処理に係る支援を行うこととした。</p>

<p>生活圏以外の森林の放射性物質対策の方針については、改訂指針において「間伐等の森林整備と土壌流出抑制対策等の放射性物質対策の一体的かつ長期継続的な推進により、地表面の土壌の移動や流出を防止し、生活圏への放射性物質の移動を抑制する」とされていることを踏まえ、土壌や落葉等の除去による土壌流出や地力低下による樹木への悪影響など、より広域の生態系全体への影響に配慮するとともに、大雨等による土砂の流出を防ぐためにも森林の持つ土砂災害防止機能の増強が肝要であることも考慮し、関係省庁と連携して森林・林業の再生と一体的な方針を明確化する必要がある。また、放射性物質の森林からの流出、拡散の可能性への懸念に関し、分かりやすい情報提供を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の放射性物質対策については、平成28年3月に復興庁、林野庁、環境省で「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を取りまとめた。</li> <li>・この「総合的な取組」に基づき、住居等近隣の森林や里山等の人が日常的に立ち入る場所等の除染を実施してきた。</li> <li>・また、環境省の除染、林野庁の林業を再生するための各種事業、復興庁の福島再生加速化交付金事業等の事業を組み合わせて、里山再生を進めるための取組を総合的に推進するモデル事業（里山再生モデル事業）を実施することとし、平成28年9月に4箇所、同年12月に6箇所を選定。</li> </ul>
<p>フォローアップ除染への対応を検討する際には、除染は線量に応じた適切な手法で下げられるところまで作業を実施しており、これまでの実績から、その効果は面的には維持されていること、面的除染は繰り返し実施しても追加的効果が期待できないと判明していることへの留意が重要である。このことを踏まえ、フォローアップの除染の実施に当たっては、空間線量率、汚染箇所、地形、土地利用等の多様な状況に応じて、合理性や実施可能性を総合的に判断していく必要がある。特に、居住地周辺における除染効果を確実なものとし、避難指示解除を円滑に進めるための取組として、避難指示解除要件（年間積算線量が20mSv/年以下となることが確実であること等）を踏まえた、居住制限区域内の宅地の合理的かつ効果的なフォローアップ除染の方向性を示すとともに、住民からの心配の声等に対応するため、リスクコミュニケーションを丁寧に進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォローアップ除染については、「フォローアップ除染の考え方について」（平成27年12月21日 第16回環境回復検討会）に沿って実施中。</li> <li>・自治体等に除染に関する相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対応している。</li> </ul>

### <帰還困難区域の取扱い>

取りまとめへの記載事項	対応状況
<p>面的な国直轄除染は、「帰還困難区域」（5年間を経過してもなお年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある、平成23年12月時点で年間積算線量が50mSvを超える地域）以外の地域において実施されているが、帰還困難区域の除染についても、除染実施計画の策定と早期除染実施への要望は多い。同区域については、改訂指針を踏まえ、放射線量の見通し、今後の住民の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を総合的に考えることが重要であり、政府内でできるだけ早期に方針を明確化することが必要である。</p> <p>なお、帰還困難区域における広域インフラや復興拠点の個別の除染等に当たっては、直近の線量の状況も踏まえながら実施する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年8月31日に「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を策定し、帰還困難区域の取扱いに関する基本方針を決定した（原災本部決定）。</li> <li>・改正福島復興再生特別措置法（平成29年5月19日施行）において、市町村が策定し内閣総理大臣が認定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に実施することとされた。</li> <li>・平成29年6月30日に福島復興再生基本方針の改定を閣議決定。</li> </ul>